

別添



厚生労働省発基0229第1号

労働政策審議会

会長 謙訪 康雄 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働契約法の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成24年2月29日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

労働契約法の一部を改正する法律案要綱

第一 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

一 同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。第一において同じ。）の契約期間を通算した期間（二において「通算契約期間」という。）が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすものとすること。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とするものとすること。

二 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日以後最初に到来する当該使用者との間で締結された有期労働契約（以下二において「次契約」という。）の契約期間の始期が当該満了した日の翌々日以後である場合であつて、当該満了した日の翌日から次契約の契約期間の初日の前日まで

の期間が六月（当該一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約の契約期間を含む二以上の有期労働契約の契約期間が連続しているものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合は、これらの契約期間を通算した期間。二において同じ。）が一年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した期間）以上であるもの（二において「空白期間」という。）があるときは、当該空白期間の初日（空白期間が二以上あるときは、当該空白期間の初日のうち最も遅い日）前に契約期間が満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しないものとすること。

第二 有期労働契約の更新等

有期労働契約であつて一又は二のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなすものとすること。

当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社會通念上同視できると認められること。

二一 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。

第三 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（第三において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないものとすること。

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、第一及び第三並びに第五の二及び三は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 経過措置

第一は、第一の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、第一の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、第一の一の通算契約期間には、算入しないものとすること。

三 検討規定

政府は、第一の施行後八年を経過した場合において、第一について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。